

## 平成30年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆23番（小川利枝子君） おはようございます。

公明党を代表して一般質問いたします。

平成の時代も、あと7カ月余り、私ども市議会議員の任期も、時を同じく、あと7カ月余りとなりました。私自身はもちろん、公明党市議団として、さらには習志野市議会として、市民に誇れる足跡を残してきたのか、そして何のためとの原点を忘れていないかといった自問自答を繰り返しております。

市庁舎の新設、大久保地区の公共施設再生など、いわゆる箱物と言われる政策は、間違いなく市民が目にするのできる成果を上げております。特に、公共施設再生事業は、これまでも、そしてこれからも、新しさを求めるだけではなく、時代の変化に応じて、古きものを整理し、見直ししながら、新しきものを創造する手法であり、持続可能な市政を現実のものとしております。そして、市民負担を最小限にとどめ、建てかえやリフォームを進めている現状こそ、市民に誇れる足跡と言えるのかもしれませんが。

しかし、全ての市政運営について、胸を張り誇れるのかといえば、頭を横に振らざるを得ません。特に、私が繰り返し主張しております人、つまり市民の声に寄り添うことのできる人材の確保や育成については、率直に申し上げて厳しい評価をつけざるを得ません。

本日は、そうしたことが課題の背景にあることを念頭に置いていただいた上で、御答弁をお願いいたします。

質問の1点目は、発達支援に係る施策についてでございます。

発達に悩みを抱える児童・生徒の保護者や、その御家族、支援に携わる教員などから、習志野市の支援体制などについて、私のところにはさまざまな声が届きます。それらの声に後押しされている私には、本日この場でお伺いさせていただきたいことは山ほどございます。しかし、限られた時間でありますことから、本日は、支援の内容を教育に絞り、現在進行中の、そして6月末に説明会が開催された特別支援学級・通級指導教室の整備計画についてお伺いいたします。

私は、その説明会に参加いたしました。それなのになぜ、この場でお尋ねするのか。それは、これまで特別支援教育の充実を訴えてきた私も理解できなかったからでございます。そして、参加された保護者などからも、教育委員会は何を伝えたかったのか、子どもたちは今後どうなるのかなど、保護者も教員も肝心かなめのことが理解ができないまま、誤った情報が飛び交い、ますます不安が消えない。そして混乱。そのような中で、保護者からは、非常に厳しい感想とも苦情とも区別できない声が届きました。

これらの声については、後ほど改めて紹介させていただきますが、やはりわからないことをそのままにしておくわけにはまいりません。今回の一連の問題を、きちんと整理し、理解した上で、次の計画に進むべきと考えます。

そこで、習志野市の特別支援学級・通級指導教室の整備計画について、特別な支援を要する児童・生徒の現状と課題を踏まえ、改めて教育長の言葉をもって、この議会の場において御説明願います。

質問の2点目は、市営住宅のあり方についてでございます。

本市の市営住宅については、家賃未納の解消において、よい意味で人、つまり職員の努力によ

って変化と改善が生まれました。本市の滞納案件は山積みしておりますが、その中でも保育料などの非強制徴収公債権が大きな課題となっており、唯一手続と訴訟にまで進め、解消の道筋を築いたのが市営住宅でございます。

この築き上げたものを、継続させていくのもまた、次を担う人でございます。その市営住宅にあって、最近気になるのが、空き室と空き駐車場が目につくことでございます。

市営とは市が営む、つまり市が大家でございます。大家は、経営感覚がなければ赤字になります。そして、市営の場合、その赤字は、そのまま市民の負担に回ります。市営住宅は、市民の衣・食・住の住を保障する行政施策であり、公平の観点から、経営感覚は不可欠でございます。宮本市長は、未来を見据えた責任ある市政運営にあって、時代の変化を先取りし多様な市民ニーズに応え得るべく、財源確保を最重要課題に掲げ今日まで取り組んでおりますが、その経営感覚は従事する職員が、まず身につけるべき基本と言えるのではないのでしょうか。

そこで、従事する職員の意識改革に結びつくことも含め、まずは長寿命化計画を含め、本市の市営住宅の現状を、どのように分析し、今後についてどのような方針をお持ちなのか伺いたします。

以上、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしく願いたします。

それでは、小川議員の一般質問にお答えしてまいります。

大きな1番目の発達支援に係る施策については、教育長が答弁いたします。

私からは、大きな2点目、市営住宅のあり方について、長寿命化計画を含め、現状をどのように分析し、今後についてどのような方針を立案するのかについてお答えいたします。

本市では、現在6団地、24棟、566戸の市営住宅を管理しておりますが、これらは昭和30年代から順次建設され、半数以上が建設後35年以上を経過しております。

そのため、計画的な修繕・改修を、効率的、効果的に実施することを目的として、平成24年3月に、習志野市営住宅等長寿命化計画を策定し、2021年度までを計画期間とし事業を推進してまいりました。

現時点におきましては、泉団地3号棟・4号棟、東習志野団地1号棟・2号棟・3号棟の大規模改修を含め、着実に事業を執行しているところでございます。

その後、国からは、インフラ及びプラント系も含めた公共施設全般について、長寿命化の推進を求められましたことから、本市では将来の人口減少や少子高齢化の進展を踏まえ、平成28年3月に、習志野市公共施設等総合管理計画を策定したところです。

この中では、市営住宅等長寿命化計画については、公民連携手法や民間活力の導入、他の公共施設と一体的な建物の計画的予防保全を目的とした包括委託の検討など、管理に関する基本的な考え方及び取り組みの方向性を見直すことで、個別計画として位置づけております。

このようなことから、公共施設等総合管理計画では、2019年10月までに、計画の見直しを実施していくこととしたため、国土交通省住宅総合整備課から示された策定指針に基づきまして、今年度、計画の見直しを実施することといたしました。

今回の見直しに当たりましては、建物については、昨年度実施した建築基準法に基づく定期点検の結果や現地での目視による劣化の状況、また住宅の長寿命化や再整備にかかるコスト等に

についても検証を行います。

あわせまして、入居状況や人口動態などによりまして、市営住宅を取り巻く状況や将来像についても予測し分析してまいります。

その上で、効果的、効率的な長寿命化といった維持管理の視点だけでなく、建物の耐用年数やライフサイクルコスト及び社会情勢や人口推計を考慮した住宅需要など、多角的な視点での住宅再整備に関する事など、中・長期的な見通しをしっかりと持っております。

以上、1回目の答弁といたします。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問になります。

大きな1番、発達支援に係る施策について、(1)特別支援学級・通級指導教室の整備計画についてお答えをいたします。

初めに、特別支援学級は、教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級であり、通級指導教室は、ふだんは通常学級で生活をしている児童・生徒が個別に応じた学習を行うために通う教室であります。

文部科学省の平成27年度調査によりますと、現在、全国では、およそ9万人の児童・生徒が通級指導教室での指導を受けており、年々増加傾向にあります。この傾向は、本市においても同様であり、実態に合わせ、特別支援学級や通級指導教室を順次、障がい種別に開設をしております。

その一方で、本市は同一校に特別支援学級と通級指導教室の両方の設置が難しいことから、委託通級という指導方法も行っております。

委託通級とは、在籍を特別支援学級としながら、週の大半を在籍をしていない他の学校の通常学級で教育を受けている状況であります。

この状況を解消することを含め、特別支援教育の充実を図るために、「平成28年度～平成30年度特別支援学級・通級指導教室整備計画」を策定し、未設置校のうち、袖ヶ浦西、実籾、大久保、谷津南、谷津、屋敷、秋津小の、小学校7校に特別支援学級を開設をしております。

このような中で、平成29年3月に、教職員数に関する法律の一部が改正をされ、これまで特別支援学級には必須であった教員の配置が、通級指導教室においても、教員数が安定的・計画的に確保できるように対応していくという方針が国から出されました。

この方針をもとに、通級指導教室の利点を生かすため、「平成31年度～平成33年度特別支援学級・通級指導教室の整備計画」を策定いたしました。

この計画は、今後3年間で、市内の小中学校全てに特別支援教育のための学級や教室を開設し、委託通級の解消と特別支援教育の充実を図り、自宅から近くの学校に通うことができるようにすることを目的としたものであります。

ただし、安定的、計画的に教室に係る教員が配当されるのは、段階的ということであるため、千葉県教育委員会とも協議の上、本市の整備計画に対して理解を得、教室に係る教員の配置を要求するとともに、国と県の動向を見ながら、現在の整備計画については弾力的に実施することが適していると判断をしております。

しかしながら、本年8月に、会計検査院から、委託通級は制度上、問題があるとの指摘が千葉県にあり、千葉県から本市へ指摘がありました。そのため、今後、早急に、現在の整備計画を見直し、

変更が必要な東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、第二中学校での、自閉症・情緒障害特別支援学級における学籍を異動した他校からの通級的な指導の対応につきましては、来年度から自校の自閉症・情緒障害特別支援学級で行うことを基本とした新たな整備計画へと移行してまいります。

今後も、特別支援教育の現状と課題について、検討をしながら、現在示されております新たな国の制度や県の方針を踏まえて、柔軟に対応をしてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆23番(小川利枝子君) 市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、通告とは異なりますが、御答弁いただいた順に再質問をさせていただきます。

最初は、市営住宅についてお伺いいたします。

先ほどの市長答弁にございました市民連携、民間活力、そして包括委託などのキーワードが、市営住宅のあり方に関して、既に、平成27年度に策定した習志野市公共施設等総合管理計画の中に明記されていると、そのような今、市長から御答弁をいただき、安堵した次第でございます。

経営感覚の必要性が、既に理解をされていると、そのように推察いたします。今年度の見直しに当たってでございますが、そこも経営感覚が損なわれることがないように、市民の衣・食・住、この住を守る立場でございます。長寿命化に向けた多角的な視点での立案を進めていただきたいと思います。

そこで、直面している課題として、先ほど申し上げた空き室、そして空き駐車場が、かなり見受けられる。これは、市民の方からも指摘をされているところでございますが、その現状と理由についてお伺いいたします。

あと、これ確認をさせていただきたいんですが、市民の方から、市営住宅の中には、被災者等の緊急用のお部屋が確保されていると、このように伺ったわけでございますが、もしそのような空き室があるようであれば、その内訳、それも御答弁を、あわせてお願いいたします。

○議長(田中真太郎君) それでは、東條都市環境部長。

◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、市営住宅の空き室、それと空き駐車場の現状とその理由、また災害時の被災された方への確保という点についてお答えを申し上げます。

初めに、空き室の状況につきまして、平成30年8月末時点での数字で申し上げますと、本市で所有しております市営住宅6団地566戸中、全体の13%に当たります76戸が空き室となっております。その内訳といたしましては、泉団地で29戸、東習志野団地で21戸、香澄団地で16戸、その他10戸という状況となっております。

特に、泉団地及び東習志野団地が多い理由となっておりますが、これは大規模改修事業の実施に伴いまして、平成28年度まで募集を停止していたためでありまして、また香澄団地につきましては、4階、5階の部屋を御案内しても辞退者が出る、このような状況から空き室が発生している理由と考えております。

次に、空き駐車場につきましては、5団地302区画中、全体の39%に当たります117区画が空き駐車場となっております。内訳といたしましては、鷺沼団地が8区画中4区画、泉団地が80区画中35区画、東習志野団地が32区画中9区画、香澄団地が124区画中42区画、屋敷団地が58区画中27区画でございます。

その中で、近年整備いたしました鷺沼、泉、東習志野団地の駐車場につきましては、アンケートによりまして、既にお住まいの方々にアンケートをとらせていただきまして、自動車保有状況を調査し、また新しく入居をされる方については、その保有台数を想定いたしまして、整備を実施してまいりましたが、新規入居者が想定より、自動車を所有する方が少ない、こんなこともありまして、空き区画は徐々に多くなっている状況でございます。

また、従前より整備されている香澄及び屋敷団地駐車場につきましては、10年前と比べると、それぞれ10区画、利用数が減っております。その要因の一つといたしまして、65歳以上の入居者の増加も考えられますが、ここ数年は横ばい状態の状況でございます。

なお、議員が先ほど御質問の中で取り上げられました災害時等の対応のために、空き室を確保している旨のお話でしたが、以前に火災で被災された方に対しまして、現状での空き室を一時御使用いただくという事例はございましたけれども、原則としてそのような空き室は確保していない状況でございます。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

なかなか市営住宅に入れない、このような声をよく耳にする私でございますが、空き室が76戸、そして全体の13%、この数字には正直驚きました。

そして、その中には、緊急用の空き室を確保していない。それにもかかわらず、これだけあるとなりますと、経営者としての視点、財源確保、これが今重要な、この時代の中で、そういう視点から見ていかなものなのかなと感じざるを得ない、そんな感がいたしました。

さらに、この駐車場のあきも39%、約4割がもう既にあきになっている。実は私がこの問題を取り上げさせていただききっかけとなりましたのが、香澄の市営住宅にお住まいの方々から、さまざま指摘され、改善を求められ、そして御提案までいただきました。

香澄の空き室につきましては、76戸の中の16戸、これが空き室になっているということですが、住民の方々からは、4階、5階があいているというのは、エレベーターもありませんし、まだ理解ができる。でも、なぜ1階まであけているのと、あけているのはなぜ。なぜあいているのかではなく、なぜ習志野市はあけているんですかという。私は、それでなぜ入居させないのかという、こういうのたくさんいるよって。なぜ入居させないのか。こういうふうな疑問の声が寄せられまして、私もどうしてこういう言い方をするのかなっていう、この思いを、御指摘を、この胸にしまったわけでございます。

また、駐車場につきましては、3分の1もあいていると。そのお話を伺って、当局から御説明いただいたときに、本当にちょうどこの3分の1ぐらいが、香澄の場合はあいているという、そういうこの状況を確認することができたわけでございます。

そして、この駐車場も、もったいない、こんなにあいている。そして、あいているだけならまだしも管理する人がいない、そこが問題ですよって。無断駐車をする人が本当にいるんだと。そのために、まだ居住者があいているところを、要するに家族や知人などが使うって、それも公平性からいってよくないことですが、しかし、そこもあいていないので、来訪しても、来客用も何もない。そのため、歩道に乗り上げたり、それから芝生の中にまで乗り上げて駐車していることも、実際にあるんですよ。そして最近、救急車が大変多く出入りをしている中で、そうやって車があちこちに階段の下まで停車している。そういう中で、緊急車両の出入りの問題だとか、それから特に公平性からいっ

ても、問題ではないんですかと。そして、市は、空き家や、この空き駐車場を、なぜ放置したままにするのかと不思議でならないというような形で、例えばコインパーキングを設置するとか。あれだけあいているんだから、何か自分たちで収入を得る努力というのはなさらないんですかと。そうすれば、この修繕費とか、それから住民のために活用できる手だて、こういうものをやはり考えるべきではないかと。そのような御意見、苦情とも言える、本当にごもつともだなど。私も本当に、この部分を聞かせていただいて、はっと我に返った状況でございます。

空き室や、この空き駐車場分の賃料は、言うまでもなく入ってまいりません。しかし、維持管理の経費と手間を省くことはできません。その経費と手間は、全て市民の負担で賄っております。これは、やはり何とかすべき問題ではないかと感じてなりません。

そこで、維持管理など、これはどれくらいの経費や、そして手間がかかっているのか、お伺いいたします。

◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、市営住宅にかかります維持管理、維持管理費がどのくらいかかっているかということについてお答えを申し上げます。

施設の維持管理業務といたしまして、入居者が快適で安全な共同生活を営んでいただくために、各設備の法定点検等を委託し、適切な管理を行っております。

平成29年度で申し上げますと、市営住宅維持管理事業の支出済額は4,076万7,826円でございます。これは、鷺沼、鷺沼台、泉町、東習志野、香澄、屋敷に所在する6団地の維持管理費で、主な内容といたしましては、施設整備の保守点検でありますとか清掃委託などのほか、各団地において部屋内部の改修工事などを実施した経費などでございます。

なお、これら維持管理業務にかかわる事務や入居者管理、家賃等の賦課徴収業務などにつきましては、住宅課管理系の職員4名で執行しております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。

ただいまの御答弁から、人件費4人分ですか、また車両代だとか、いろいろもろもろ出てくると思いますけれども、そういうものを全て含めると、1億円近くになるのかなという感覚を持ちました。そして、その13%と39%が収入に結びつかない、こういう数値等を考えますと、やはりこれは何とかすべき、このように感じてなりません。

しかし、収入減の要因は、それだけではございません。再質問の冒頭で述べさせていただきました賃料の未納もでございます。市営住宅につきましては、本当に頑張っている。これは、理解をいたしております。しかしまだまだでございます。

最近、明け渡し請求訴訟の議案も見かけなくなりまして、どうしたのかなという思いから、順調な納付があるのかもしれませんが、念のため、この賃料未納の現状と、またこれまで取り組んでこられた結果についてお伺いいたします。

◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、市営住宅の未納状況と、これまで取り組んできました、その結果、ここに私ども、課題も含めまして、少しお話をさせていただきたいと思っております。

初めに、これまで長期滞納者に対しましては、平成24年度から明け渡し請求訴訟を17件行うとともに、家賃の未納対策についても取り組んでまいりました。

そこで、平成29年度決算における家賃未納の現状を申し上げますと、現年度分12名、31万8,776円、過年度分37名、3,602万3,119円が収入未済となっております。

次に、駐車場使用料金未納の現状を申し上げますと、現年分4名、6万7,200円、過年度分9名、195万3,563円が収入未済となっております。

これらに対しましては、市営住宅家賃等に係る債権管理方針に基づきまして、滞納者の初期段階における納付相談の実施、また納付誓約書の締結、退去済み滞納者への適正な支払請求などを行うなど、滞納家賃の徴収に努めているところでございます。

現状の課題でございますが、新たな滞納を発生させないこと、また滞納を翌年度に繰り越さないよう、納付相談や納付誓約の確実な履行を行うなどが主な課題と捉えております。

なお、明け渡し請求訴訟等の取り組みを開始する前の平成23年度決算の未納額、これと比較いたしますと、住宅使用料と駐車場使用料の合計が23年度で7,585万1,377円でございます。平成29年度の決算の未納額は、3,836万2,658円となっております、約5割の約3,800万円が減額となっている状況でございます。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。

ただいま平成23年度から比較して約5割、もうこれは本当にすばらしい成果であると思っております。

私もこの問題は、時代の変化の中から、人口減少、そして少子化、高齢化、これが急速に進む中で、先ほども申し上げたように、財源確保、お金がなければ、多様な市民ニーズにも応えていけない、こうした市長の思いの中から歳入確保ということで、しっかり取り組んでいるわけですが、財源確保には、やはり財産を縮減したり、それも大事なことでありますが、やはり自分たちでできる歳入確保、これがないのかというこの思いから、私は債権管理ということの問題については、厳しく対応させていただきながら指摘をし、そして問うてきた、このような思いがございます。

そして、ずっとこの住宅課、市営住宅のほうですね、見てまいりまして、やはりこの努力、ここまで縮減させることができたのは、やはり1人の熱意ある職員、本当にその1人から始まって、そして1人だけではできない、やはりそれを支え、本当に受けとめながら、もうやろうというね、やはりそういう管理職の皆さんの同じ思いに立った、そうした思いが、このようなすばらしい結果を生んだのではないかと。そしてそれが、今も努力が維持されている。やはりこれが理想、そして本当にこれをお願いしたいと、このように思っている次第でございます。担当部署に本当に感謝申し上げます。

しかし、先ほどの香澄の市営住宅にお住まいの方々からの声でございますが、市はこの空き家や空き駐車場を、なぜ放置したままにしているのか、ここが大変重要なポイントだと思っております。そして、もう住民の方のほうから、なぜコインパーキングだとかを設置して、自分たちで収入を生み出す努力をしないんですか。そうすれば、先ほども話させていただきましたけれども、自分たちの環境も、本当に快適に、魅力あるものになっていくでしょうし、あれだけあいていて、1階もあいていて、これだけ必要としているのに、なぜ入ってこないのかとか、やはりそういう疑問ですね。それには、収入を生み出す努力、私はこここのところに本当に驚かされたとともに、本当に市民に教えられたと、はっとさせられました。

私はこの言葉に、自分が経営者であったならば、そして歳入の確保ということで訴えてきた自分を、本当に烙印を押されたみたいな、そのような本当に自問自答をして反省をしたわけですが、やはりこれからの市の職員は、こうした経営感覚に基づく発想、そういうものが求められているんだと痛感した次第でございます。

そこで、先ほどの住民の御提案であるコインパーキングの設置についてでございますが、市営住宅の空き駐車場に、初期投資が比較的安価である、私も勉強させてもらいましたがコインパーキング、それを設置すると、そういった有効活用が何とかできないものなのかと、こういう御意見に対してお伺いいたします。

◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、御指摘のありました空き駐車場の有効活用について、コインパーキングなどの手法が活用できないものかということについてお答えを申し上げます。

入居者の高齢化によりまして、市営住宅の駐車場契約率は低下傾向にあり、空き区画は年々増加傾向にございます。

このような中で、利用方法として、親族や来客用、またデイサービス、介護サービス用の車両のための駐車場を設置してほしいという要望もいただいているところでございます。

御提案のありましたコインパーキングの設置につきましては、国の承認や周辺の民間駐車場への配慮が必要となります。

このことにつきまして、千葉県を通じ、関東地方整備局に確認いたしましたところ、原則国の補助金を活用して整備した市営駐車場は、民間のコインパーキングを設置することはできないとの回答がございました。

しかしながら、駐車場の空き区画が多い状況であり、入居者からの御要望にありますように、例えば来客用や介護事業者用の駐車場を設置するなど、入居者の利便性向上や住環境の改善を目的とする有効活用につきましては課題であると認識しております。

今後は、管理運営手法について、民間の専門業者などから意見聴取をするなど、また他市の状況を調査しながら、空き区画の有効活用を研究してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) 今の御答弁を伺いまして、補助金を活用している住宅、そのために制限がある。このことは理解いたしました。また理解いたします。

しかし、現状として、負の財産となっている。こういう言い方もできると思います。この負の財産となっているものを、やはり入居者の利便性の向上や、それから住環境の改善を目的とするのであれば、コインパーキングにこだわることもないと思うんですけども、ぜひ人の創意工夫によって、有効活用はできないものかと、やはり思ってしまうのです。ぜひ、御答弁どおりに、まずは研究をしっかりとっていただきたいと思います。

また、同様に、やはり管理運営そのものを見直す、これも必要ではないかと考えます。香澄の方々からも、管理する人がいないことが今の一番の問題じゃないんですかと指摘をされました。

そこで、具体的には、千葉県や千葉市のように民間委託や、それから指定管理者制度など民間活力を導入する、こういう計画はないのでしょうか。民間のノウハウを研究することも一案だと思いますけれども、やはり民間に任せることも、また一案でございます。市営住宅の管理運営は、それがかなう行政事務の一つであると伺っております。

そこで、今後の管理運営方法についてでございますが、特に民間活力の導入について、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。



◎都市環境部長(東條司君) はい。それでは、市営住宅の管理方法について、民活が図れないかということについてお答えをいたします。

公営住宅につきましては、入居者の決定や明け渡し請求など、中立・公平な立場で適切な判断が求められますことから、公営住宅法におきまして、地方公共団体が事業主体となり管理運営を行うこととされております。

しかしながら、少子高齢化等、社会の経済状況の変化によりまして、住宅困窮者が増加傾向にあり、ニーズも多様化しております。

このような社会情勢の変化を受けまして、地方公共団体が地域の実情に応じて、公営住宅ストックを有効に活用すべく、公営住宅法が平成17年6月に改正されました。

改正の趣旨といたしましては、地域における公営住宅や地方住宅供給公社の賃貸住宅を一体的に管理し一層の効率化を図ること、そして地域の実情に応じたきめ細かな入居者の募集・決定などを一体的に行うことにより入居者へのサービス向上を図ること、この2つを目的に管理代行制度が設けられました。

この法律改正によりまして、従前より、地方住宅供給公社が設立されておりました、先ほど議員からお話がありました千葉県及び千葉市では、県営住宅、市営住宅の管理運営について、管理代行制度を取り入れております。

本市といたしましては、地方住宅供給公社、これはございませんが、民間のノウハウを活用し、民間委託や指定管理など民活が図れないか、千葉県、千葉市の管理運営の手法も調査しながら、今後研究してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。

今回の見直しですね、この趣旨は、社会の変化の中で、いつまでも市が維持管理することはできない、その中で将来をどうしたらいいかということが含まれている、それが大きな目的なんだというお話を伺いました。ぜひこれは研究をお願いしたいと思っております。

先ほど、市営団地の空き室状況、556室のうち空き室が79室。私は、これ4階、5階が多いのかなと、そのような思いを持っていたんですが、そうではなく、1階から3階までが79室中68室、もうほとんどが1階、2階、3階との状況でございます。もうこれ以上多くは語りませんが、ぜひそのあたりを、なかなか市営住宅に入れない、ここのとこと照らし合わせながら、そのあたりもしっかりと、やはりもう無理なのではないかなという状況は感じておられると思いますので、ぜひともそこはしっかりお願いしたいと思っております。

研究するのは言うまでもなく人でございます。従事する職員、本当に熱意ある職員から始まると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、まずこの市営住宅を生まれ変わらせるために熱意をもって携わる職員を、やはり継続していくためには育成していただきたい。住宅施策が、居住者の安心と福祉に寄与し、そして何よりも市民の負担にならない。これからも、こうした不断の努力を重ねていただきたい。このことを要望して、この問題は終わらせていただきます。

それでは、時間が迫ってしまいました。しゃべり過ぎてしまいました。次に、発達支援について、特別支援学級・通級指導教室の整備計画に関する再質問に移ります。

教育長、先ほどは御答弁ありがとうございました。私には、教育長の御答弁をお伺いしながら、6

月末の説明会が思い起こされました。冒頭で述べさせていただいたように、保護者に何を伝えたかったのか、保護者や教員同様、私も正直なところ理解できずに胸が、何ていうんでしょう、何か詰まったような、一体これは何なんだろうと、どういう説明会だったのかと、わからずに帰ってまいりました。そして、参加された保護者からは、次のような、感想とも苦情とも区別できない声が届きました。その中から幾つかを御紹介させていただきます。

平成28年度から平成30年度の計画で開設したばかりの自閉症・情緒障害特別支援学級を、わずか数年でつぶし、なぜ通級指導教室に変更するのか。子どもにとって必要な学びの場だから求めて移動したのに、なぜそれならばつぶす予定の学級を開設したのか。せつかく近くの学校へという思いが遠くに通わなければいけない。これはどういうことなのか。この先うちの子はどうなるのか。どこに行くことになるのか。それを知りたくて参加したが、よくわからなかった。

平成31年度から平成33年度までの3カ年計画として進めていくとの説明があったはずだが、今後のアンケート調査の結果により変更もあり得るとか、まだ確定ではないとの説明もあったり、この計画は、保護者のニーズ調査もなく、近々の詳細なビジョンすら何も決まっていないということなのか。ホームページで公表しているにもかかわらず、整備計画の一覧表も配布されず、スライドにも出さず、理解しにくい内容だった。全体的に、曖昧な回答ばかりで、教育委員会自体が混乱しているのではと思え、不安と不信感が募った。こうした、まだまだたくさんございましたけれども、ここまで厳しい意見を言わせてしまう説明会、そして不安を持たせるこの整備計画とは、一体何だったのか、どこに原因があったのでしょうか。

そこで、今回の質問は、この計画を再確認することも目的としておりますので、教育長答弁をいただきながら、大変失礼とは思いますが、ここでかいつまんで整理させていただきます。

教育委員会は、特別支援学級や通級指導教室を、障がい種別に応じて開設してきた。通級には、ほかの学校の通常学級で教育を受けながら特別支援学級に在籍する委託通級という方法がある。「平成31年度～平成33年度特別支援学級・通級指導教室の整備計画」は、千葉県教育委員会との協議の上、市内全小中学校に、特別支援学級や教室を開設することとしている。しかし、本年8月、会計検査院から、習志野市の委託通級に問題ありとの指摘があった。そのため、さきの計画では、委託通級を解消できないことから、やむなく白紙撤回し、早急に見直すといった内容であったと理解いたします。

そこで、ここからは、さらに詳細を確認するため再質問させていただきます。

最初にお断り申し上げますが、保護者や御家族、そして指導に携わる関係者が理解すること、これが必要と私は考えますので、保護者の立場に立って理解できないことはわかりませんと、率直に申し上げます。ただし限られた時間ですので、再々質問とならないよう、私なりに解釈するよう努めてまいりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、再質問の1点目は、6月末に説明会まで開催したわけですが、開催しながら見直しを迫られている、この「平成31年度～平成33年度特別支援学級・通級指導教室の整備計画」とは、どのような内容のものだったのか、お伺いいたします。

○議長(田中真太郎君) 訂正の答弁ですか、教育長。それでは教育長答弁の訂正もあわせて答弁してください。櫻井学校教育部長。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、今の御質問にお答えする前に、先ほど教育長の答弁の中で、2カ所でございますけれども、「委託通級」と言うべきところを「委託学級」と誤って答弁しておりますので、「委託通級」ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、「平成31年度～33年度特別支援学級・通級指導教室の整備計画」についてお答えをいたします。

計画の主なものにつきましては、まず1点目として、特別支援学級の開設でございます、知的特別支援学級を2校の中学校に開設していくというものでございます。

2点目といたしまして、特別支援学級から通級指導教室への変更でございます、言語障がいと自閉症・情緒障害の特別支援学級を通級指導教室に変更するというものでございます。

3点目でございますけれども、新規通級指導教室の開設を行う計画で、自閉症・情緒障害の通級指導教室の開設でございます。通級指導教室をふやしていく目的といたしましては、通級の指導において、自閉症・情緒障害特別支援教育の学びの場を求める児童・生徒が多く存在するというものでございます。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。問題はございますが、とりあえずニーズに対応した計画であったと理解いたします。

ただ、その計画が、教育長答弁とすり合わせますと、会計検査院から指摘されるような根本的な問題、学校教育部長の答弁にはございませんでしたが、実際はこの委託通級を解消するものではなかったということと理解いたします。

このような基本的なミスは、本来であれば、それ相応の知識を有し、そして習志野市の実態を把握できていれば、容易に回避ができたことと思います。このことは、今日まで常に指摘をしてまいりました。つまり、人の存在でございます。ではこの計画は、どのようなメンバーで、どれぐらいの期間をかけて作成したものなのかお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。この整備計画の策定に当たりまして、まず職員でございますけれども、関係部局の7名で構成されて、平成29年度に3回の協議を経て策定しております。

今ほど申し上げました7名の内訳でございますけれども、教育委員会指導課の指導課長と係長、そして教育総務課の係長、学校教育課の管理主事、それとあと市長事務局でございますけれどもこども政策課長、障がい福祉課の係長、ひまわり発達相談センターの主幹の7名となっております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。今お伺いしましたところ、メンバーは、役職名だけを見ればそうなんだなと思えます。

しかしながら、教育関係法だとか特別支援教育、こういう専門性にたけている方がこの中にいらっしやるのか。そして、教育現場の、特に実態を御存じなければ、もう本当に厳しいのではないかと痛感する次第でございます。正直なところ、ミスは必然だったと、私はそう思えてなりません。できる人を人選して、そして時間をかけて詰めていく、こういった当然の過程がなかったと言わざるを得ないと思います。

では、教育委員会会議での議決に至った審議経過についてお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、計画策定に当たり、教育委員会会議での審議経過ということでお答えをさせていただきます。

まず、平成30年1月開催の教育委員会会議の第1回定例会、これによりまして審議を得ております。

その中で、教育委員より、一番大事なことは、子どもたちが専門の教育を受けられることであると思う。人間関係などに配慮し、きめ細かい指導をして質を上げてもらいたい。これからも、特別支援教育について、全力で取り組んでほしいという意見がございました。また、通級指導の充実も重要であるが、教育指導上のニーズや保護者の希望への対応という点から、特別支援学級が学校に存在することも同様に重要である。国の方針もあろうが、急激に特別支援学級を減少させ、特定の学校にしかない状況になることには若干の危惧を持つ。移行については、今後の教育上のニーズなどモニターし、段階的かつ慎重に進めることも検討する余地があるという御意見もいただいております。

結論的に、この整備計画でございますけれども、基礎定数化の進捗状況により、整備計画の変更もあり得ることや、児童・生徒数の大幅な増減を考慮しながら、整備計画を弾力に進めていくということとされております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。今の教育委員の方々の御意見を聞きまして、私は少し安堵いたしました。

私が申し上げるのも恐縮いたしますが、でもこれは当たり前の意見だと。難しいことを言っているわけではないということ、やはり受けとめていかなければならないと思います。

しかし、残念なのは、この提案された計画が、そもそも実効性のないものであったこと、これはある意味、事務局は、教育委員に、やはり謝罪をしなくてはならないほどの事態であるのではないかと私は考えます。よかれと思ってと、これでは済まされないということ、ぜひ御理解ください。

このような背景で、成立した整備計画が、6月末の説明会で紹介されたわけですが、何を伝えようとしていたのかお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、6月29日に開催された説明会についてお答えをさせていただきます。

まず、この説明会でございますけれども、来年度、就学予定の年長児の保護者を対象に開催したものでございます。その内容は、特別支援教育を受けるための手続、学区、特別支援学級と通級指導教室の違いを伝える目的がございました。また現在、特別支援学級を受けている児童・生徒の保護者、教員と教育関係者、福祉関係者を対象にした説明会については、整備計画に基づく学級と教室の設置変更について説明をすると、こういった目的がございました。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。参加された方々の感想は、先ほど冒頭で紹介したとおりでございます。私も、その一人でございます。十分な協議、そして推敲がなければ、やはりしっかりした実効性のある計画策定もできませんし、それから説明は大変重要でございます。どういう質問が来るだろうとか、私も指導課に、後日、なぜそういうのがなかったのか、指摘というか要望しに伺わせていただいたわけですが、やはり、きちんとわかっていれば、あそこまで言わなくても、また答えられていたことだと思います。机上論だけでは、やはり説明ができない。これは当然だと感じております。

だからといって、誰かを責めても解決には結びつきません。それでは教育委員会としての反省はあったのでしょうか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、反省点があったのかということでございますが、その点につきましては、まず整備計画の説明が不十分であったと、このように認識したことでございます。そしてまた、児童・生徒の実態、そしてニーズに応じた整備計画であるのかを再検討する必要があるのではないかということも認識したところでございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ぜひ、多くを語りませんが、このたびのことを教訓として、しっかりと先に進めていかなければならないわけですので、ぜひ教訓として検討しながら、しっかり丁寧に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以前より申し上げておりますが、特別な支援を要する児童・生徒の成長にとって、この9年間の学校生活は貴重な時間でございます。1分1秒たりとも無駄にできない。これを、しっかりお願いしたいと思っております。

さきの説明会で保護者から、こういう意見もございました。発達障がいに対し、通常学級の担任の理解が乏しい。家庭の問題だとか、やらないからできないとか、そうした先生方の無理解から二次障がいや不登校になっている。先生が変われば、子どもの環境も進むのにと、必死に訴える母親の姿が、今も目に焼きついております。これは15年間、私がこの問題にかかわってから、本当に変わらない、本当に残念だなと思う次第でございます。

そうした現場の状況、そしてその上、今度手続上のミスで、教育が滞る事態が発生した。こうした事態は、二度と起こしてはなりません。

教育委員会には、重く受けとめていただきたいと思います。切に願っております。教育委員はもちろん、また事務局内でも、今回の事態を正確に共有しておくことを、やはり強く要望いたします。

では、今回焦点となっている自閉症や情緒障がいとは、どのような障がいなのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、自閉症でございますけれども、これについては、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達のおくれ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいでございます。

次に、情緒障がいでございますけれども、情緒障がいとは、状況に合わない感情、気分が持続し不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態、このようなことを指しております。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級と自閉症・情緒障害通級指導教室には、どのような違いがあるのかお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは御質問にお答えします。

まず、特別支援学級でございますけれども、これにつきましては、教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級ということでございます。通常学級との学習や生活をともにする機会として、交流及び共同学習を行っております。

通級指導教室は、ふだん通常学級で生活している児童・生徒が、個別に応じた学習を行うために通う教室でございます。

なお、自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、特別支援学級の指導を望む児童・生徒と通級の指導を望む児童・生徒のニーズに応えていくことができるようになってございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。

では最後に、学業成績が学年相応でない場合ですね。自閉症・情緒障害特別支援学級や自閉症・情緒障害通級指導教室に在籍できるのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、お答えをさせていただきます。

まず、学業成績が、学年相応でないと判断された児童・生徒につきましては、保護者との共通理解のもと、各学校の校内委員会で協議し、教育支援委員会の審議報告へ上がってくるようになっております。

教育支援委員会では、発達の種類、学業成績も含めた通常学級での適応の状況等を勘案し、本人、保護者の意向をもとに審議をしております。

教育委員会が、保護者へ、審議結果を伝えて、保護者と合意形成を図りながら、適切な学びの場を示すこととなります。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。今、矢継ぎ早に3つの再質問をさせていただきましたが、正直なことを申し上げれば、今の学校教育部長の答弁は、現場の実情と合っていますか、本当ですかと、首をかしげたくります。

今の答弁を、保護者や、そして現場の教員は納得するのかなど。それから、時間がございませんので、この件についてはこれ以上言及いたしません。ある意味、教科書どおりの答弁と、そして学校現場とのずれ、これに教育委員会は、ぜひ目を向けて直視していただきたい、このことをお願いいたします。

それでは、今後のことについて、再質問いたします。

見直さなければならなくなった、この整備計画についてでございますが、当然ながら今度は慎重に、かつ誤った情報を速やかに訂正するためにも、迅速に取り組まれることが必須であると考えます。

では、どのようなお考えをもって、どのように進めていくのかお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、その見直しの内容につきましては、先ほどの教育長答弁のとおりでございます。

どのように進めていくかということでございますけれども、まず本市におきましては、委託通級という指導方法をとってまいりました。これは、昭和49年に、通級指導教室的な形態をとる特別支援学級を東習志野小学校に設置して、他校から通級指導ができる学級として、保護者や地域のニーズに応えてまいりました。

その後、平成5年に、通級による指導が制度化されたことを受けまして、他校への委託通級を減らすために、特別支援学級や通級指導教室を開設してまいりました。平成6年に、向山小学校に言語通級指導教室を開設した後に、新たに開設した特別支援学級におきましては、他校からの委託通級を、一部を除きしておりません。

この一部と申しますのは、東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、第二中学校の自閉症・情緒障がい、これにつきましては、一度認められておりました委託方式で学ぶことを、保護者や地域が求め継続していたものでございます。

このことに関しましては、平成19年に、特殊教育から特別支援教育への転換をしたころ、委託通級について教育委員会は、県から改善を図るように口頭で指摘を受けておりました。十分に、この委託通級の改善ができないまま、本年8月、先ほど教育長答弁にもございましたけれども、会計検査院から指摘を受けました千葉県から本市へ、また指摘がありました。来年度から、自校の自閉症・情緒障害特別支援学級で指導を行うことを基本とした新たな整備計画へ移行しようとするものでございます。基本的には、指導の内容が変わらないことと、自閉症・情緒障害特別支援学級が自校にあるという利点を伝えてまいりたいと考えております。

現在の整備計画につきまして、現状と課題をしっかりと振り返り、今後の整備計画において改善するようにしてまいりたいと考えております。

見直した新たな計画につきましては、本年9月の教育委員会会議に諮ってまいりたいと、このように考えております。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。ぜひ、御答弁どおりの実行をお願いいたします。

申し述べたいことは、るるございますが、時間も迫ってしまいました。来年度は目の前に迫っております。今、子どもたちのために、早く見直して、教育委員会会議の議決を経て、公式のものとするべき、このように思います。

そのことが、子どもたちや保護者、そして御家族の安心につながります。ただし忘れないようにしていただきたいのは、もう何度も何度も繰り返しになりますが、教育委員会がみずから示した、この児童・生徒の実態やニーズに応じた姿勢でございます。たしか、6月の説明会では、保護者のアンケート調査を実施すると、このように伺っておりましたが、保護者からもどうなっているのかと、そういう声も耳にいたしますので、気になりました。

今回の一連の動きでございますが、保護者や教育現場にすれば、それがだめだから今度あれにする、あれがだめだからこれにする、こうやっところころころ、一体目的は何なんだろうと、そういう声がございます。

それでは、新たに見直しとなった整備計画の周知について、まずは特別支援学級の担任、そしてコーディネーターはもちろん、管理職や通常学級の担任を含む学校現場へはどのように図っていくのか。そして、保護者などへはどうするのか、この2つをあわせてお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは、まず初めに学校現場への周知についてお答えをさせていただきます。

まず、学校現場でございますけれども、8月に開催いたしました校長会、そして教頭会におきまして、整備計画の変更点について説明をしたところでございます。

その後、問い合わせのありました学校につきましては、個別に説明をしてきたところでございます。

また、特別支援学級の担任、通級指導教室の担任、特別支援教育のコーディネーター等へは、2学期中の研修会を通して説明をしてまいりたいと、このように現在考えております。

次に、保護者への周知ということでお答えをさせていただきます。

まず整備計画の変更につきまして、特別な支援を要するお子さんを持つ保護者に、丁寧な説明が必要だと考えまして説明会を実施いたしました。

対象は、他校に通って指導を受けている児童・生徒の保護者で、先月の8月22日と28日、2日

に分けて実施いたしました。

この説明会に欠席された方のために、去る9月7日に説明会を実施しております。

今後でございますけれども、本日10日、そして明日の11日、この2日間も説明会を実施する予定としております。

また、9月中に12校の小学校で学校見学会を行いまして、個別の相談に対応していくこととしております。

今後必要に応じて説明会を実施していくという予定でおります。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。いま一つ具体性に欠けませんかと思いました。

たくさん申し述べたいことはございましたけれども、いずれにいたしましても、保護者の、またそれから教員ですね、その不安を安心に変えるため、積極的な行動を要望いたします。

最後の再質問になります。

本日、るる述べさせていただきましたが、教育委員会では、今回のこの混乱を引き起こした原因について、その原因をどのようにお考えなのか。私はやはり今回の一件も、専門職、特にこの特別支援教育にたけた人材が、教育委員会事務局に配置されていないこと、また特別支援教育にたけた人材に担当者が相談できる仕組みがない、これが根本的にあると痛感いたします。

再質問の中でも述べましたように、やはりわかっている人がいれば、何てことはない、こういう案件がちぐはぐになってしまう。こうしたことが、もういつまで繰り返されてしまうのかと、懸念するところでございます。

そこで私自身はもちろん、公明党市議団といたしましても、毎年の予算要望で、教育委員会事務局における特別支援教育に係る専門職の配置と体制の確保について、この見解をお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。専門職ということでお答えをさせていただきます。

まず、現在、指導主事を配置しておりますけれども、この配置につきましても、県費負担教員との人事異動の兼ね合いも考慮しなければいけませんけれども、特別支援教育に係ります指導主事の配置につきましても、現在の体制の維持に今後も努めてまいります。

また、特別支援教育のさまざまな課題に対応するためには、その指導主事の指導力強化についても必要であるというふうに認識をしておりますことから、今後も最善を尽くしてまいりたいと思っております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) ありがとうございます。

ただいまの答弁では、特別支援教育指導主事の配置だけが言及されておりました。私が聞きたいのは、そういうことではないんです。まず問題は、指導主事だけにあるのではない、このことをやはり理解する必要がございます。

確かにこの2年ぐらいで、もうころころころころ入れかわる、今の配置、これ本当に問題なんです。しかも、特別支援教育の免許保有者は1名しかいないと。もうそういう状況の中で、兼業農家みたいな、そういう形でやっております。本当に気の毒だなと。そして相談を誰にするのか。先ほどの答弁で、指導主事の指導力強化についても必要であると認識しておりますことから最善を尽くす。これどうやって最善を尽くすのでしょうか。教育委員会内のどなたが、この相談に乗っていただけるのか。やはり、その辺、本当にしっかり、この根本的な問題はそうではない。このことをよく理解して、



しっかり議論していただきたい。

なぜ今回保護者から、あそこまで厳しい御意見が出されたのか。ここに目をつぶることはできません。苦しむ心や悩む心、私たちの周囲にはたくさんある、私もそうでございます。それを、周りが理解しようとしなないことが、苦しんでいる人の孤独感を強めます。相手に思いをはせる、この努力。これは、特に教育で、本当に忘れてはいけないものだと思っております。

これ以上申し上げませんが、ぜひ、責任あるお立場として、一度立ちどまり、真剣に議論をしていただきたい、このように思っております。

市長、そして教育長、今、習志野市は、未来のために、みんながやさしさでつながるまちを、この将来都市像、こうして掲げて実現を目指して取り組んでおります。何のため、誰のため、それは市民の幸福のためであり、全ての市民、これなくてはならないんです。そのためには、誰一人も置き去りにしない。こういう覚悟があって実現できるんじゃないんですか。そしてその実現には、やはり熱意ある人、ここの従事する職員あってこそなんです。やはり未来を見据えた責任ある議論、これを急がねばならないわけですから、そんなわからない、こんな感じでは、本当に時間の無駄だし、子どもたち、そして市民の幸福はございません。ぜひ人材の確保・育成に努めてください。以上、よろしく願いいたします。